



元松四男さん

**交通安全指導に努める
氷川町交通安全指導員の皆さん**

3月14日、肌寒さを感じる朝の鹿島交差点で、シートベルトを着用の啓発旗を掲げながら、登校する児童を見守る交通安全指導員の姿がありました。

元松四男さん（東網道）は、平成10年に交通安全指導員となり、16年目を迎えられる。前交通安全協会と鹿島支部長に頼まれたことが交通安全指導員になったきっかけで、毎月3回の交通安全指導を続けています。

交通安全指導を終えた元松さんに話を聞くと「シートベルトをしていない人がいたら、私を見て気付いてくれます。今では登校する子どもたちも、交通安全指導をしている私に、自分からあいさつをしてくれますよ」と笑顔で話されました。

氷川町の交通安全を支える主な団体

- ◆氷川町交通安全指導員
交通安全協会役員および交通安全指導に熟知せる者として、町より委嘱された隊員
- ◆氷川地区交通安全協会
野津支部・吉野支部・和鹿島支部・宮原支部
- ◆氷川町地域婦人会交通安全母の会
氷川町婦人会を母体とする組織
- ◆氷川町老人クラブ連合会
老人クラブ連合会の交通安全推進委員



氷川町の交通安全を支える団体

氷川町には町の交通事故を減らすこと、交通安全の啓発や指導に、ボランティアとして関わる人たちがいます

交通事故を無くすために できることを考えてみましょう

自転車の交通ルール 自転車安全利用五則を守る

- ①自転車は車道の通行が原則
自転車は道路交通法で、軽車両と位置づけられており、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。
 - 【歩道を通行できる場合】
標識などで自転車の歩道通行を許可している場合
③13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、体の不自由な人が運転する場合
◆道路工事などで左側通行が困難な場合
②自転車は車道の左側を通行
自転車は車道を通行するとき、自動車と同じ左側通行です。道路の中央から左側部分の左端に寄って通行しましょう。
 - 【路側帯を通行できる場合】
自転車は歩行者の通行に大きな妨げとなる場合や白の二本線の標示（歩行者専用路側帯）がある場合を除き、路側帯を通行することができます。
- 路側帯を通行する場合は、歩行者の通行を妨げないように進行しましょう。
- ※自転車通行は左側部分に設けられた路側帯に限りません。
- ③歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行
自転車は歩道を通行する場合は、車道寄りの部分を徐行しなければなりません。
 - また、歩行者の通行を妨げるような場合は、一時停止しなければなりません。
 - ④安全ルールを守る
◆飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
◆夜間はライトを点灯
◆交差点での信号順守と一時停止
交差点での信号無視や一時停止標識のある場所での一時停止は交通違反です。
 - 交差点では必ず信号を守り、周囲の安全を確認してから進行しましょう。
 - ⑤子どもはヘルメットを着用
自転車は運転する児童の保護者は、児童にヘルメットを着用させるよう努めなければなりません。

全座席のシートベルト とチャイルドシートの着用を

- ※幼児を幼児用シートに乗せるときも、幼児用ヘルメットを着用させましょう。
- シートベルトの全席着用を
シートベルトは、すべての座席で着用が義務付けられています。
 - 警察庁とJAFが昨年に実施した調査結果では、シートベルトの着用率は運転席・助手席では共に90%を超えています。が、後部座席の着用率は、一般道で35・1%、高速道などで68・2%と、依然として低い状態でした。
 - 【後部座席非着用の危険性】
①車内で全身を強打する可能性がります
事故の衝撃で、すさまじい力で前席やドアなどにたたき付けられます。仮に、時速60kmで進んでいる車が壁などに激突した場合、高さ14mのビルから落ちるのと同じ衝撃となります。
 - ②車外に放り出される可能性がります
衝突の勢いが激しい場合は、後部座席から車外に放り出される可能性があります。
 - 車外に放り出されると、堅いアスファルトに体をぶつけたり、後続車両にひかれる可能性があります。
 - ③前席の人が被害を受ける可能性があります
衝突の勢いで後席の人が前方に投げ出されると、前席の人はシートとエアバッグに挟まれ、頭に大けがをする恐れがあります。
 - 後部座席でのシートベルトの着用は、自分自身だけではなく、同乗している大切な家族などの命を守るためでもあることを考えましょう。
 - チャイルドシートの着用を
6歳未満の幼児を車に乗せる時は、チャイルドシートの使用が義務付けられています。
 - チャイルドシートを使用しない場合の死亡重傷率は、使用しているときの約2・2倍になります。
 - わずかな距離であっても、チャイルドシートを着用させましょう。



飲酒運転は絶対にしない

お酒を飲むと、注意力や判断力などが低下し、その状態で運転をすると事故につながります。

「飲んだら乗らない」を徹底し、車を使って飲食店に行く場合は、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決めるなど、周囲で協力しましょう。

飲酒運転には厳しい罰則が設けられています

- ◆酒酔い運転
5年以下の懲役または100万円以下の罰金・違反点数35点
- ◆酒気帯び運転
3年以下の懲役または50万円以下の罰金・違反点数13点または25点
- ◆運転者以外にも厳しい処罰
車両提供者は運転者と同じ処罰が課せられます
- ◆酒類の提供者・車両同乗者
運転者が酒酔い運転
3年以下の懲役または50万円以下の罰金
・運転者が酒気帯び運転
2年以下の懲役または30万円以下の罰金

各団体が昨年に行った活動を紹介します

町内小学校で交通安全教室

5月1・2日、竜北西部小学校および竜北東小学校において、交通安全指導員による交通安全教室が行われました。

運動場には、横断歩道や交差点、信号機が設置され、実際の道路を再現し、児童たちは、交通安全の基本や自転車の安全な乗り方を実際に体験しながら学びました。



秋の交通安全運動PR活動「事故なしキャンペーン」

9月20日、国道3号線の「道の駅」竜北前において、交通安全協会・交通安全指導員・交通安全母の会による、秋の交通安全運動におけるPR活動「事故なしキャンペーン」が行われました。

「交通安全母の会」による交通安全教室（氷川中学校）

11月15日、氷川中学校において、交通安全母の会および氷川警察署により、自転車の安全運転に関するDVD鑑賞や自転車シミュレーターを使った交通安全教室が行われました。



毎月10日は横断歩道を止まって渡す「思いやり」キャンペーン

横断中の事故をなくすため、「手を前に」出して、お互いの「思いやり」を伝えましょう

歩行者の人へ

- ◆横断歩道を渡るときは、「手を前」に出して合図し、車の停止と左右の安全をしっかりと確認してから渡りましょう
- ◆横断歩道が近くにある所は、横断歩道を渡りましょう
- ◆歩行者用信号機を守りましょう

運転者の人へ

- 次のようなときは、横断歩道の「手前」で必ず一時停止し、歩行者に対して「手を前」に出し合図して、安全に横断させましょう
- ◆歩行者が「手を前」に出すなどして合図をしている
 - ◆歩行者が横断歩道を渡っている